

～ご意見ありがとうございました～

「まちづくり意見公募」の結果をお知らせします。

町では、「地方独立行政法人広尾町国民健康保険病院中期目標（原案）」への意見を募集し、町民の皆さまから様々なご意見をいただきました。以下に寄せられたご意見と、それに対する町の考え方をお知らせします。

■実施結果

案 件 名	地方独立行政法人広尾町国民健康保険病院中期目標（原案）
募 集 期 間	平成30年8月1日（水）～平成30年8月20日（月）
意 見 の 件 数	8件（2名）
意見の受取方法	メール1名、持参1名

■意見の内容と意見に対する町の考え方（意見は一部要約しています。）

意見 ①	第2-1(1) 「二次救急告示病院として初期救急医療体制を維持・強化すること。」について
	平成28年度地域医療構想における病床機能報告において、急性期及び慢性期の許可病床を、6年後の予定として回復期及び慢性期の機能を選択している。 急性期病床から回復期病床への転換を予定しているのであれば、この記載の前に、地域医療構想及び病床機能の考え方を明らかにした上で、将来においても、救急医療を要する傷病者のための専用病床又は当該傷病者のために優先的に使用される病床を有する状態を確保し、二次救急告示病院を継続するなどの記載内容とすべき。
町の考え方	町立病院では、今後も一定の初期救急を維持しつつ、回復期及び慢性期への転換を検討しています。病床区分の見直しについては、救急対応のための病床確保を含め、「(2) 地域医療の維持」での言及を検討します。

意見 ②	第2-1(3) 「急性期から回復期、在宅医療、終末期医療まで切れ目のない医療を提供できる体制を構築し、町内診療所からの入院患者を積極的に受け入れること。」について
	急性期から回復期への転換を予定しているのであれば、「急性期から」の書き出し部分は、補足説明が必要。
町の考え方	ここでは、町内の医療関係機関等が連携して、初期救急から終末期までの医療を提供できる体制整備を目指す趣旨であります。ご指摘のあった部分については、記述について修正を検討します。

意見 ③	<p>第2-3(4)</p> <p>「ボランティアの受け入れや、病院へのアクセス及び病院内の案内等を充実させることで、」について</p>
<p>何を目的としたボランティアなのかを明らかにするとともに、「(3) 患者・来院者のアメニティ向上」に記載のある「患者のプライバシー確保」について、このボランティアから如何にして確保するのも考えなければならない。</p>	
町の考え方	<p>ボランティアは1階ホールでの案内業務等に限定する考えであり、中期目標に明記を検討します。</p> <p>また、ボランティアにも職員と同様のコンプライアンスが求められることは当然であり、内部規程で定めるべきものと考えています。</p>
意見 ④	<p>第5「その他業務運営に関する重要事項」について</p>
<p>法人に関して、法人運営の透明性の確保、業務内容や業務改善等の情報発信、医療を取り巻く環境の変化など必要に応じた中期計画等の見直し等の記載が有った方がよいのではないかと。</p>	
町の考え方	<p>法人には、毎年の業務実績の報告・公表などが地方独立行政法人法により義務づけられており、法人経営の透明性は同法によって担保されているものと考えます。</p> <p>また、必要により町長が中期計画の変更を命ずることも可能ですが、中期目標期間中の頻繁な中期計画見直しは想定しておらず、法人が毎年作成する年度計画において対応することになると考えています。</p>
意見 ⑤	<p>全体を通して</p>
<p>中期目標の期間は平成31年度～平成34年度と具体的であるが、「業務運営に係る具体的な目標」は抽象的でわかりにくい。</p>	
町の考え方	<p>中期目標は、法人が目標期間において達成すべき業務運営に関する目標を定めたものであり、国の指針に準じて作成しています。目標達成のための具体的な手法等については、法人が作成する中期計画において示されます。</p>
意見 ⑥	<p>町政懇談会での説明「迅速な意思決定と柔軟な対応」について</p>
<p>地方独立行政法人は理事長・理事会により意思決定がなされることから、町の意見が反映できないのではないかと危惧している。</p> <p>町長や町議会議員、町民代表は理事会に参加できるのか。</p>	
町の考え方	<p>地方独立行政法人では、理事会において意思決定がなされます。地方自治法などの制約を受けないため、「迅速な意思決定と柔軟な対応」が可能です。</p> <p>法人による病院経営に対し、町長の意向を反映する仕組みが「中期目標」による法人への指示であり、今後、議会の議決を経て決定されます。法人は中期目標の範囲内で中期計画をたて、町長の承認を受けて病院経営を行います。</p> <p>なお、法人の理事会に、町長や町議会議員、町民代表など、役員以外の方が参加することはできません。</p>

意見 ⑦	町政懇談会での説明「町が 100%出資して設立する、町から独立した法人です。」について
	<p>① 町政懇談会では「北斗病院との電子カルテの共有を図るため町で整備する」と説明していたが、この電子カルテ 1 件を例にとっても赤字の増大は明らかではないか。</p> <p>② 理事長・理事の報酬手当や、理事長の送り迎えのタクシー代もかかる。</p> <p>③ 中期目標・項目 4 に「町からの財政支援、医療機器の整備」とあるが、いくら財政支援になるのか、町政懇談会では財政支援規模が示されなかった。</p> <p>④ 北斗病院は民間であるから、「利潤」が上乗せされるのではないか。</p> <p>⑤ 町政懇談会で、平成 29 年度一般会計繰入金が 46.6 千万円、平成 30 年度見込みが 47.3 千万円と示されたが、平成 30 年度に「電子カルテ」分が上乗せされれば赤字が増大するのではないか。</p> <p>⑥ 法人化によって、理事長・理事会の要求が増大し、赤字が増大していくことになるのではないか。</p>
町の考え方	<p>① 電子カルテは、北斗病院との医療情報連携、病院運営の効率化、患者サービスの向上などに必要不可欠なシステムです。補助金、起債の活用により、財政負担の軽減を図ります。</p> <p>② 役員報酬等については、外部の有識者で組織する評価委員会において妥当性が判断されます。理事長が自由に決めるわけではありません。非常勤理事の交通費相当額についても法人の規程によって支給されます。</p> <p>③ 法人移行後も必要な財政支援を継続することにより、安定的な病院経営を維持しますが、将来的には「不採算医療など政策的に必要な部門を除き、町からの財政支援に依存した経営体質から脱却すること」を目標に掲げています。</p> <p>④ 北斗病院と連携・協力し、医師の確保や効率的な病院運営を図りますが、北斗病院が病院を経営するわけではありませんので、北斗病院の「利潤」が上乗せされることはありません。</p> <p>⑤ 電子カルテシステムの導入にあたっては、財政負担を軽減するため、国保調整交付金（補助金）、公営企業債（25%交付税措置あり）、過疎債（70%交付税措置あり）、を活用します。後年次の起債の償還財源は法人が負担します。</p> <p>⑥ 法人は町長が示す中期目標及び目標達成に向けた中期計画に従って病院経営を行います。また、町長が任命する監事が、業務監査、会計監査を実施することとなり、理事長が独断で新たな投資等を行うことはできません。</p>

意見 ⑧	町政懇談会での説明「町民に必要な医療は、引き続き法人が担います。」について
	<p>町政懇談会で、町長は「夜間・休日診療の不採算分野も町が保障します」と説明していた。</p> <p>① 独立法人の理事会に「町民代表」の参加を明確にすること。</p> <p>② 財政支援において、独立法人が「町からの繰入金があれば、町立病院の経営から手を引く」あるいは「規模を縮小する」との結末にならないように、「独立法人・中間目標」の「検討」「修正」が必要。</p>
町の考え方	<p>① 法人の理事会に、町民代表など、役員以外の方が参加することはできません。</p> <p>② 地方独立行政法人法において、「その性質上当該公営企業型地方独立行政法人の事業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費」及び「当該公営企業型地方独立行政法人の性質上能率的な経営を行ってもなおその事業の経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費」については、設立団体の負担が義務づけられています。今後においても、「病院事業への繰出基準」に従い、必要な財政支援を継続します。</p>